

令和6年4月22日

報道機関各位

経済産業部地域企業支援課

「中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金（追加実施分）」について

青森県では、エネルギー価格の高騰により、厳しい経営環境が続いている県内中小企業等の負担軽減を図るため、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の支援対象外となっている「LPガス」や「特別高圧電気」を使用する県内中小企業等に対し、令和5年10月分から令和6年4月分の使用量に応じた支援金を給付することとし、5月7日から申請の受付を開始いたします。

つきましては、取材・報道について御協力くださるようお願いいたします。

1 支援金の名称

中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金（追加実施分）

※本事業は、令和5年度11月補正により予算措置し、昨年度実施した支援金（令和5年1月分～9月分）に引き続き、追加して実施するものです。

2 申請受付期間

令和6年5月7日（火）～6月28日（金）（郵送の場合は当日消印有効）

3 支援金の概要

別添チラシのとおり

4 専用電話相談窓口

- ・開設日 4月1日（月）～6月28日（金）の平日
- ・開設時間 9：00～17：00
- ・電話番号 0120-66-0217（通話料無料）

5 県ホームページ「中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金（追加実施分：令和5年10月分～令和6年4月分）のお知らせ」

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/chikikigyo/lpgasushienkin_01.html



報道機関用提供資料	
担当課	経済産業部地域企業支援課
担当者	中小企業支援グループ GM 鈴木 啓蔵 主査 大澤 龍一
電話番号	直通：017-734-9373 内線：3652（鈴木）、3655（大澤）
報道監	経済産業部次長 山口 郁彦

追加実施分 中小企業者等

LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金



かがやく
あおり企業
応援します！



青森県では、エネルギー価格の高騰により、厳しい経営環境が続いている県内中小企業等の負担軽減を図るため、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の支援対象外になっている「LPガス」や「特別高圧電気」を使用する県内中小企業等に対し、その使用量に応じた支援金を給付します。

申請受付期間

令和6年 5月7日(火)～6月28日(金)

給付額 令和5年10月分から令和6年4月分までの使用量 × 支援単価



業務用LPガス支援単価
10月～4月分・・・31円/㎡



特別高圧電気支援単価
10月～4月分・・・1.25円/kWh(上限月25万円)

【給付対象者】 令和6年5月1日時点で、県内に事業所を有する中小企業をはじめとした大企業以外の法人及び個人事業主であつて、以下の要件1及び要件2をいずれも満たす者
※家庭用を対象としたLPガス料金の値引きや、県のほかの支援金の対象となる場合は対象外です。

【給付要件】 **要件1 LPガス・特別高圧電気使用要件**
業務用LPガス又は特別高圧電気について、令和5年10月分から令和6年4月分までのいずれかの月分の使用があること。
※「都市ガス」、「特別高圧電気以外の電気(低圧電気及び高圧電気)」は対象外です。
※家庭用LPガス(青森県消防保安課が実施した「LPガス料金負担軽減生活者緊急支援事業」に基づき1月分等の料金が減額されているもの)は対象外です。

要件2 事業継続意思要件
令和6年5月1日時点において青森県内で事業を営んでおり、本支援金の給付を受けた後も青森県内で事業を継続していく意思があること。

【申請に必要な書類】

- ①申請書：様式1(LPガス)、様式2(特別高圧電気)
※前回分(令和5年1月分から9月分まで)の支援金の給付を受けている事業者には、直接申請書を郵送します。(4月下旬を予定)
※事業所等が複数ある場合は「事業所等が複数ある場合の内訳表」も提出してください。
- ②令和5年10月分から令和6年4月分までのLPガス又は特別高圧電気の県内事業所における使用量が確認できる書類(「売上票」「検針票」「使用量のお知らせ」「請求書」「使用量通知書」などの写し)
- ③LPガス分については、県消防保安課が実施した「LPガス料金負担軽減生活者緊急支援事業」に基づき1月分等の料金が減額されていないことが確認できる書類(「売上票」「検針票」「使用量のお知らせ」「請求書」「使用量通知書」又は「証明書」などの写し)
- ④振込先口座が確認できる書類：申請者名義の預金通帳の表紙と表紙の裏の見開き(カタカナでの名義・口座番号等が記載されている部分)の写し
- ⑤本人確認書類(個人事業主のみ)：住所・氏名・顔写真等が確認できる書類の写し ※前回分の支援金の給付者は不要です。

【申請方法】 上記の書類を、主たる事業所の所在地を管轄する商工会、商工会議所又は青森県商工会連合会へ郵送または持参により申し込んでください。

お気軽にご相談ください。

※必要書類や制度詳細については、青森県ホームページをご確認ください。

■青森県ホームページ

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/chikikigyolpgasushienkin_01.html



専用電話相談窓口
フリーダイヤル

0120-66-0217

【対応時間】土日祝を除く9:00～17:00
【開設期間】令和6年6月28日(金)まで